

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成20年3月25日～4月23日 (トウモロコシ3件、ワタ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成20年3月25日(火)～4月23日(水)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果 (関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	1通
整理した意見数	3件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成20年3月25日～4月23日 (トウモロコシ3件、ワタ1件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1 遺伝子組換えトウモロコシ(3件)について	<p>遺伝子組換え作物の表示制度が不十分であり、コントロールができないことから、遺伝子組換え作物を栽培したり、流通させたりしてはいけません。</p> <p>例えば、遺伝子組換えトウモロコシを栽培した場合、鳥により、こぼれ落ちた種が運ばれて自生するのではないかと。また、近隣の畑のトウモロコシと交雑し、これが流通するのではないかと。</p>	<p>野生動植物の種の保存への影響を防止するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、開発者等が使用するために申請したものについて、科学的な評価を行い、その結果、交雑したり自生したりしても問題がないと判断されたもののみ流通や栽培が認められているところです。</p> <p>ご指摘の種のこぼれ落ちのリスクや近隣の畑のトウモロコシとの交雑については、資料5「学識経験者の意見」の各トウモロコシの「(1) 生物多様性影響評価の結果について」において、それぞれ評価がされており、具体的には、</p> <p>①種のこぼれ落ちのリスクについては、「宿主が属する生物種であるトウモロコシは、我が国において長期にわたり栽培等がなされているが、これまで自生した例は報告されていない」(競合における優位性)、</p> <p>②近隣の畑のトウモロコシとの交雑については、「我が国の自然環境中にはトウモロコシと交雑可能な野生植物は生育していない」(交雑性)などの評価がされていることから、生物多様性影響が生ずるおそれはないと考えております。</p> <p>一方、一般ほ場で商業栽培を行う場合は、非組換え農作物を栽培する農家との間で問題が生じないように、あらかじめ周辺農家等の理解を得るとともに、交雑防止等の措置を徹底するよう農林水産省では都道府県を通じて指導(要請)しています。</p> <p>なお、消費者の選択に資する観点から、遺伝子組換え農産物とその加工食品については、JAS法及び食品衛生法に基づき、分別生産流通管理を行っていないものについて「遺伝子組換え不分別」などの表示を行うことが義務づけられています。</p> <p>さらに、遺伝子組換え農作物の使用に当たっては、①食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法、②飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法に基づき、それぞれ科学的な評価が行われた上で、使用等の可否が判断されています。</p>	1

		<p>環境に悪影響を与えた実験データは、調べればいくらでも見つかる。これらを見無視できないのではないか。</p>	<p>当該案件については、我が国の生物多様性への影響（競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性など）について、実験データ等に基づいて学識経験者による総合的な審査がなされ、それぞれに起因する生物多様性影響が生ずるおそれはなく、申請者による評価は妥当であると判断されました。（パブリックコメント資料5「学識経験者の意見」参照）</p>	1
		<p>除草剤耐性を持つということは、除草剤のかかったトウモロコシを食べることになり、容認できるものではない。</p>	<p>食品の安全性については、食品衛生法に基づき厚生労働省において審査されているところです。 なお、トウモロコシ等の食品中に残留する農薬量は、残留農薬基準値以下であれば、健康影響への問題はありません。</p>	1